

令和元年6月26日現在

機関番号：26401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03235

研究課題名（和文）生命保険契約における被保険者の地位についての比較法的研究

研究課題名（英文）A comparative study on the legal status of the insured in insurance law.

研究代表者

菊池 直人（Kikuchi, Naoto）

高知県立大学・文化学部・准教授

研究者番号：10553513

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、生命保険契約における被保険者の意思が果たす機能について比較法的に分析し、被保険者が実質的な契約の決定権者であることを明らかにすることである。欧州及びアジアの立法について考察を行った結果、被保険者が本来的な保険金請求権者かつ実質的な契約の決定権者であったことが明らかになった。その後、欧米の立法は契約者中心となったが、アジアでは被保険者中心主義が色濃く残ったといえる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国では、生命保険の被保険者の地位は固定的・受動的であり、一旦同意をなした場合はその地位からの脱却も容易ではない。また、未成年者を被保険者とする生命保険契約においては、親権者による同意も認められている。これらにつき、生命保険契約の長期的安定性や意思能力のない者でも生命保険が享受できるなどの点においてメリットがあるといえるが、被保険者の意思が反映しにくいともいえよう。本研究により、例えば保険者故殺の恐れがある場合は、実務上は被保険者が保険者へ直接解除請求を認めるなど、一定の基準を示すことができる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to analyze the function of the insured's intention in life insurance contracts. I have clarified from the legislative history that the insured is the substantive decision maker of the contract. A study of French, German, Taiwanese, and Chinese laws revealed that the insured was the real contractor in the early days of modern life insurance. Since then, the legislation in the West has become contractor-centric, but in Asia, it can be said that insured personism remains strong.

研究分野：商法

キーワード：保険法 生命保険 被保険者 他人の生命

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

我が国保険法においては、生命保険契約における被保険者とは「その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者」のことであり、保険事故の対象の客体であると定義されている(保険法2条4項)。しかしながら、他人の生命の保険契約においては、当該被保険者の同意がなければ、その効力は生じないとされ(保険法38条)、保険金受取人の指定変更も同様に、被保険者の同意を効力要件とする(保険法45条)。

この点につき、我が国では、生命保険契約におけるモラル・ハザードを防止する立法措置として同意主義を採るとされ、たとえば保険契約者又は保険金受取人による被保険者故殺の企てが露見した場合は被保険者による保険契約の解除請求を認める(保険法58条)。しかし、保険法58条はあくまで「保険契約者」に対する保険契約の解除請求に過ぎない。また、保険契約者との間で解除請求権につき争いがある場合は、被保険者は、保険事故が未発生の状態で、訴訟等を通じて「保険金目的で殺されそうになった」という解除請求事由の要件を客観的に証明しなければならぬことが予想され、解除に至るハードルは極めて高い。また、契約の効力要件とされる被保険者の同意も、任意に撤回することはできないと解釈されているため、同意の撤回によって被保険者を解約関係から離脱させる措置も採ることはできないとされている。

2. 研究の目的

本研究では、被保険者が実質的な契約の決定権者であることを、欧米およびアジア諸国での議論を整理し、比較法的・立法史的に明らかにすることを目的とした。特に、中国・台湾や韓国などのアジア諸国の保険法の立法例では、被保険者に保険金受取人の指定・変更権が留保されているが、このことについて、日本では積極的に議論されてこなかった。本研究では、この被保険者の指定・変更権の法的根拠について検討をおこなった。

3. 研究の方法

(1) 日本の法制史的検討

日本では、生命保険契約におけるモラル・ハザード防止のための立法措置は、利益主義、家族主義を経て、現在の同意主義に至ったと説明される。これらの立法例は、対立的にその機能の差異を検討されることが多いが、この見解については若干の批判も存在する。利益主義と同意主義とは対立する概念ではなく、被保険者の同意によって当該生命保険に対する利益の存在が推定されるというものである。当時の立法者の趣旨や学説の状況について、資料検討を行うものである。これらの結果により、日本の被保険者の地位についての、現状と学説・立法的変遷が明らかになることが期待される。特に、利益主義と同意主義については、両者が対立する概念ではない場合、被保険者の同意撤回についても、解釈上、認める余地がありうる。

(2) 比較法的考察

ヨーロッパおよびアジアの立法例について検討を行う。検討の方法は、学説整理と立法過程の検討である。フランスの場合、生命保険実務の登場とそれを支持する判例によって立法に至った経緯があり、当時の判例や立法資料を検討することで、被保険者の地位についての議論が明らかになることが期待される。特に、未成年者を被保険者とする生命保険契約についての規定は、フランス保険法の草案時から存在していることが明らかであるが、その根拠について検討する必要がある。

アジアの立法例については、被保険者中心主義を採ることが特徴的であり、日本や欧米の立法では例のない、被保険者による保険金受取人の指定・変更権の留保が挙げられる。このような立法の背景・根拠について、検討をおこなう。

4. 研究成果

(1) 日本におけるモラル・ハザード防止のための立法措置について、立法・学説上の変遷について検討を行った。明治23年に成立した旧商法典では、生命保険契約についても被保険利益を必要としていたが、同法典は一部のみの施行に留まり、保険に関する規定は見送られることとなった。当時の学説においては、生命保険契約において被保険利益を必要とする論者が多かったが、実務においては、被保険利益の有無に関わらず生命保険契約が締結されていた。このような実情から、明治32年制定の新商法では、親族主義をとり、被保険利益を有するとされる者を一定の範囲に制限したといえる。ただし、親族主義については、他人の生命保険契約における当事者関係を限定してしまうがために実務からの批判が多く、明治44年の改正商法において、同意主義が採用されることとなった。当時の商法改正理由書によれば、被保険者の同意がある場合は、保険契約締結の利益があるものと看做すとあり、証明困難な被保険利益の存在について、同意によってその存在を擬制する目的であったと考えられる。以上の点から、利益主義と同意主義については、今日のように対立的に議論される概念ではなかったことを明らかにした。

(2) フランス保険法では、L132-1条において、他人の生死を目的とした生命保険契約を締結することを認めるが、L132-2条において、他人の生命の保険契約を締結する際には、被保険者による書面による同意がなき場合はこれを無効とする。これについてフランスでは、当該被保険者の同意を、当該保険契約の被保険者となることについて承諾する意思表示であると説明するとともに、保険金受取人に対する信頼および危険の評価に対する許可の意思表示でもありとも説明する。したがって、意思能力のない未成年者を被保険者とすることは禁止され(L132-3

条) 被保険者故殺の企てのように被保険者同意の前提が覆るような場合は、受取人の指定が撤回されることになる。つまり、被保険者の同意は事実上撤回され、フランスの論者によれば被保険者はその指定の撤回権を回復する。ちなみに、意思能力があるとされる未成年者については、親権者等の承諾をもって、被保険者本人の同意は免除されない。この点につき、代理同意を認める日本とは状況が異なっている。フランス保険法を概観すると、生命保険契約における被保険者とその意思の果たす役割は決して小さくない。

(3) 台湾法をはじめとするアジア諸国の保険立法では、被保険者に保険金受取人の指定・変更権が留保されているばかりか、被保険者による同意の随時の撤回をも認めていた。被保険者中心主義ともいべき立法であるが、これらアジア諸国においては、被保険者が本来的な保険金請求権者であり、また、人格権の保護、モラル・ハザードを防止する観点からも、実質的な決定権が被保険者に帰属すると解されていることによる。たとえば、被保険者が本来的な保険金請求権者であるとする規定に、台湾保険法では、保険金受取人先死亡における保険金請求権に関する規定がある。保険金受取人の請求権は、保険事故発生時に保険金受取人が生存していることが条件であるが、台湾保険法は、保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合は、請求権は消滅する(110条2項)。保険金受取人の指定なく被保険者が死亡した場合、保険金は被保険者の相続財産となる(113条)。諸外国の立法を見ると、保険金受取人先死亡の保険金請求権については、かつては被保険者に帰属させていたドイツやフランスも、現在は保険契約者に帰属させる立法となっている点と異なっている。

これらの比較法的・立法史的考察により、生命保険における被保険者が本来的な保険金請求権者かつ実質的な契約の決定権者であることが明らかになった。その後、欧米の立法は契約者中心となったが、アジアでは被保険者中心主義が色濃く残ったといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

菊池直人「被保険者同意と意思確認」総合法政策研究会、2017年12月10日

菊池直人「台湾法の動向について」保険学セミナー(大阪)、2019年1月12日

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。